

オーナーズ俱楽部通信

OWNERS CLUB COMMUNICATION MAGAZINE
【オーナーさまのための情報マガジン】

Vol.25
2024

特集
1

大変革時代を生き抜くオーナーが押さるべきトピックス

法律や制度から見る令和の賃貸住宅業界

特集
2

2024年、住宅業界に大激震!?

「高断熱・省エネ重視」の時代到来で 賃貸住宅の差別化が進む

広島でも外国人の賃貸住宅需要は高まっている
外国人を迎えるための傾向と対策

〈広島県警監修 防犯コラム〉

自転車の盗難被害が急増



オーナーズ俱楽部会員さま限定! 特別抽選企画

アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で、
10名さまに「広島アンデルセン 特製アソートセット」が当たります!



応募締め切り

2024年2月29日(木) 当日消印有効

同封のはがきにてご応募ください。
当選者の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。
たくさんのご応募、お待ちしております!



- ヒュッゲ ドリップパックコーヒー×2
ヒュッゲ 野菜たっぷりミネストローネ×1
ヒュッゲ まろやかコーンスープ×1
ヒュッゲ 芸北りんごのジャム×1
ヒュッゲ 国産いちごのジャム×1
紅茶(おやゆび姫)×1
マーガレットケーキ(直径12cm)×1

オーナーズ俱楽部
会員さま特典
健康相談窓口



体のこと、介護相談などお気軽にご相談ください。
必要に応じて医師との直接通話(相談者・医師・相談員の3者通話)もお受けしています。ぜひご利用ください。

0120-315-767

通話料・相談料無料!

健康相談／受付時間
24時間・365日

ケータイスマホは
二次元バーコードで
アクセス

<https://kateinoigaku.jp/>

*ご相談時に、オーナーズ俱楽部会員番号が必要です。

○本サービスは医療行為ではありません。あくまで一般的な助言の範囲内のものになります。○本サービスは体の健康に関する相談で、メンタルの相談は含まれません。○本サービスは利用状況や相談内容により、相談の利用を制限させていただくことがあります。○本サービスは個人情報保護法の提供するサービスで、都合により利用を中止する場合があります。

「ワンコインリース」「都市ガス切り替え」 お問い合わせは「オーナーズ俱楽部」事務局までお気軽に!

広島ガスオーナーズ俱楽部会員さま特典

500円からのガス給湯器「ワンコインリース」

単機能ガス20号給湯器が*
**月額
リース期間
10年**
500
(税込550円~)
円~

取替費用込み
+
10年無料修理
サービス付
※単機能・追い焚き無しの
給湯専用タイプ

- リースプラン
メリット
- ① 10年間修理費が不要
 - ② 初期費用を低減
 - ③ 定額料金だから計画的な事業運営が可能
 - ④ リース料金は全額経費計上
 - ⑤ 事務作業負担の軽減
 - ⑥ 動産総合保険付きで更なる安心

- 適用条件
について
- ✓ 給湯器4台以上同時設置に限り適用
 - ✓ 屋内設置の給湯器は対象外
 - ✓ 店舗・事務所の給湯器は対象外

*掲載している機種は一例です。メーカー能力、排気オプションの有無や、ガス工事などが必要な場合は別途お見積りいたします。

〈オーナーさま〉〈入居者さま〉それぞれにイイこといっぱい!
都市ガスに切り替えませんか?

賃貸経営における都市ガス導入 5つのメリット

- 敷地がスッキリ
プロパンボンベの置き場所が不要。空きスペースを有効活用できます。
- クレジット払い可能
毎月の都市ガス料金でポイントをためることができます。
- 24時間365日対応
緊急時に備えて24時間受付・出動できる保安体制だから安心。
- 安全性が高いガス管
埋設したガス管は耐震性・耐腐食性などに優れ、寿命は半永久的。
- ガスの安定供給
中央監視室で圧力・輸送状況などを監視しているので安心。

都市ガス切り替えまでの流れ



工事の段取り、日程調整などはすべてお任せください!

会員情報や、ご登録いただいている物件にご変更などございましたら事務局までご連絡ください。
広島ガス株式会社「オーナーズ俱楽部」事務局 TEL:082-252-3026

受付時間／月曜～金曜 9:00～17:00 (土・日・祝日及びGW、お盆、年末年始は除く)

広島ガス オーナーズ俱楽部 検索 <https://www.hiroshima-gas.co.jp/gas/ownersclub/>



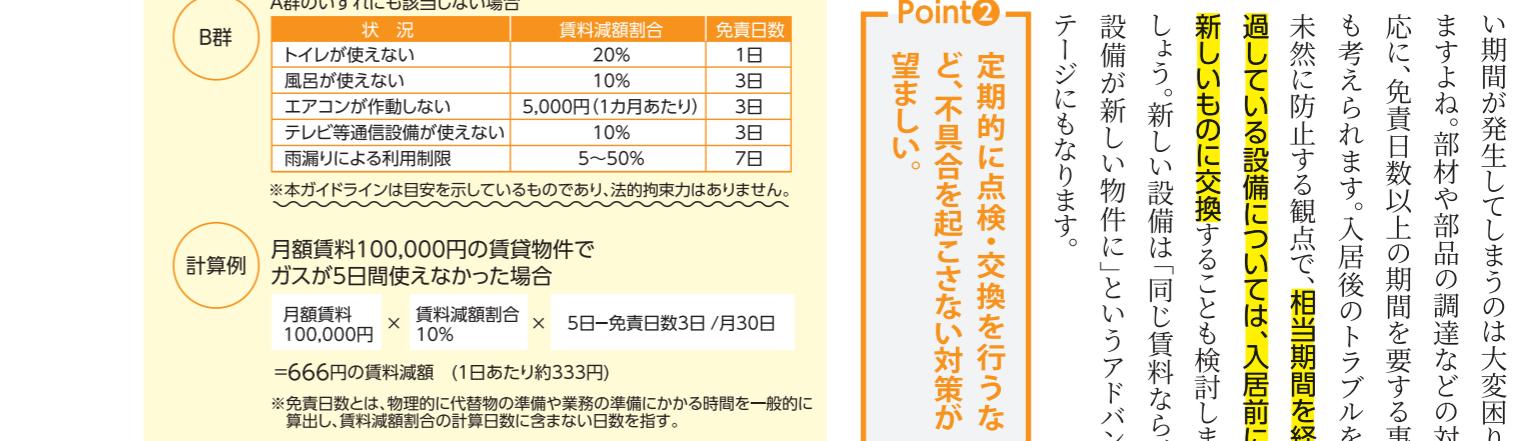
民法改正の重要なポイント③ 入居者の原状回復義務の範囲の明文化

「原状回復義務」とは、借主が、契約終了後に、借りた部屋を借りた時の状態に戻してオーナーさまに返還する義務のこと。

改正民法では、賃借人の原状回復義務に関するルールが明文化され、通常損耗や経年変化については賃借人が原状回復義務を負わないことが明記されました。

賃貸住宅のトラブルについては、消費生活センターに毎年3~4万件程度の相談が寄せられていますが、「敷金

なうびに原状回復トラブル」はその3割程度を占めており、特にトラブルになりやすい事案といえるでしょう。このため国土交通省では、原状回復にかかるトラブルの未然防止と迅速な解決を目的として、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」を策定し、原状回復の一般的な考え方を示しています。



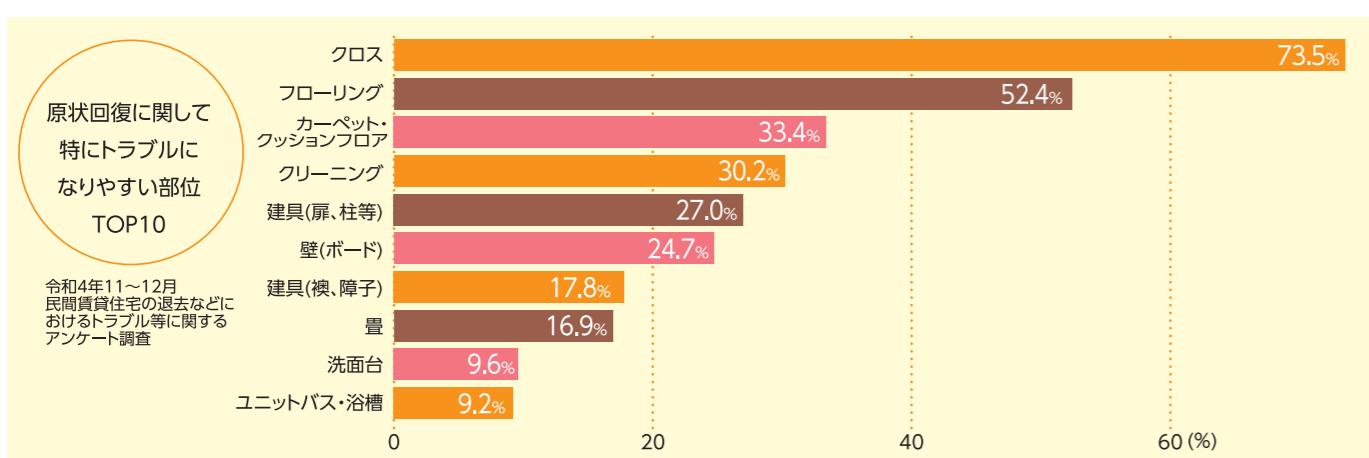
Point③ 重要なのは、契約前に金額を提示すること。入居者へのきちんとした説明と理解を心掛ける。

(3)賃借人が特約による義務負担の意思表示をしていること

①特約の必要性があり、かつ、請求額が暴利的でないなどの客観的、合理的理由が存在すること

②賃借人が特約によって通常の原状回復義務を超えた修繕等の義務を負うことについて認識していること

などがあげられています。



出典:「『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』に関する参考資料」(国土交通省)
(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001611293.pdf>)を基に作成



ガス機器は、壊れるまで使う、というオーナーさまのお声も聞かれますが、機能上、長期使用において内部部品などの消耗や劣化が生じるため、製品ごとに設計上の標準使用期間が設定されています。例えば給湯器の標準使用期間は10年間、ガスコンロも10年間です。

入居者さまの中には、経年劣化による不調が前から気になっていたという方がいらっしゃるかもしれません。つまり、長期間にわたり使用された機器により、オーナーさまの気付かないところで入居者満足度が低下している可能性も。そして修理対応になった場合の入居者満足度低とも気になります。

このようなリスク回避のために、入居者さまの安全性確保や長期入居のためにも、計画的なガス機器の更新をおおすすめします。給湯器は、「購入のほか、お得なワンコインリース(詳細は本冊子裏表紙をご参照ください)」をぜひご検討ください。経済面、管理面でメリットも多い、オーナーズ俱乐部会員さま限定の特典です。入居者さまとのお取り替えの日程調整なども、広島ガスファイフにお任せいただけますので、お気軽にご相談を!

ガス機器は、壊れる前に取り替えを!

賃借物、つまり賃室・設備などの滅失によって、通常の居住ができなくなつた場合、賃借人に責任がある場合を除き、賃料はその滅失部分の割合に応じて減額されることになりました(図3)。

しかし、どの程度賃料が減額されるかについては、改正民法は明確な基準を定めておらず、「設備に不備が発生したらオーナーに不利になるのでは」とお

悩みのオーナーさまも多いと思います。この点について適切に対処していくことが求められることから、(公財)日本賃貸住宅管理協会は減額割合による賃料減額ガイドラインを作成しました(図4)。

このガイドラインに基づくと、例えば月額賃料10万円の物件でガスが5日間使えない場合、666円の賃料が減額となります。

電気や水道、ガス、トイレやお風呂のように毎日使用するものは、入居者の生活に密接したもので、使用できな

い期間が発生してしまっては大変困りますよね。部材や部品の調達などの対応に、免責日数以上の期間を要する事も考えられます。入居後のトラブルを未然に防止する観点で、相当期間を経過している設備については、入居前に新しいものに交換することも検討しましょう。新しい設備は「同じ賃料なら、設備が新しい物件に」というアドバンテージになります。

**民法改正の重要なポイント②
賃借物の一部滅失による賃料減額**

この点について適切に対処していくことが求められることから、(公財)日本賃貸住宅管理協会は減額割合による賃料減額ガイドラインを作成しました(図4)。

この点について適切に対処していくことが求められることから、(公財)日本賃貸住宅管理協会は減額割合による賃料減額ガイドラインを作成しました(図4)。

高断熱化するならば、同時に気密性能の確保も必要

断熱等級6の高断熱住宅ならば、併せて高気密化にも取り組むこともお勧めします。気密性能はC値という値で示され、概ね1・0以下、できれば0・5以下を確保するべきと言われています。

他の先進国では、気密性能についても厳しい基準が定められていますが、日本には基準がありません。現場での気密測定実施が必要になるので、対応できる施工業者を選ぶこともお勧めしたいと思います。

この表示制度は、賃貸住宅マーケットに大きな影響を及ぼすだろうと思われます。その理由は、大きく次の2点です。

①賃貸住宅居住層の知識や意識に変革が起こる

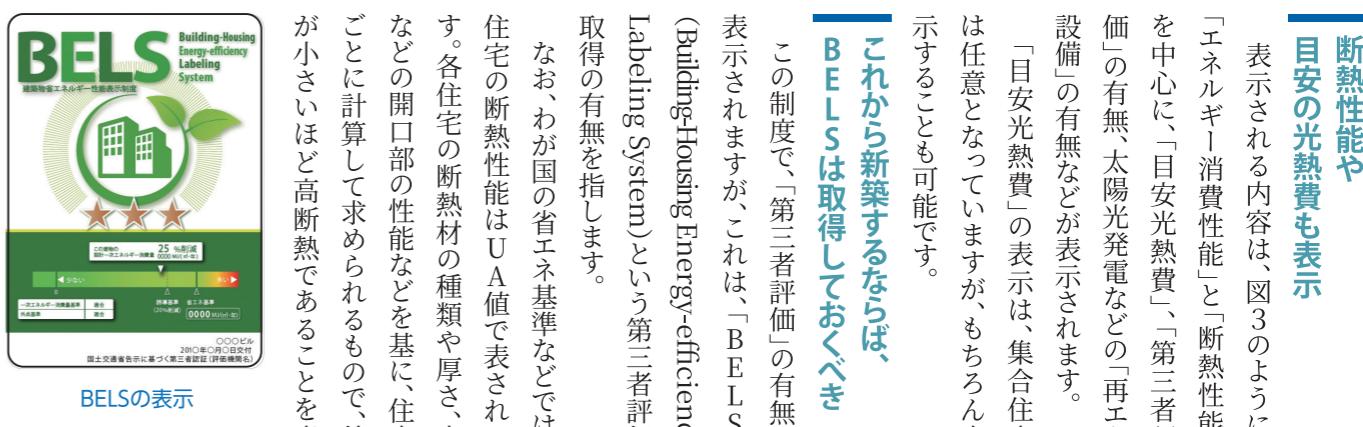
②マイノリティである高断熱賃貸住宅への居住を望む層と供給の少ない高断熱賃貸住宅とのマッチングが容易になる

賃貸住宅居住層の知識や意識に変革が起こる

日本の住宅の省エネ性能や断熱性能が諸外国に比べて劣ることは、前述したとおりです。注文住宅の新築を考

り、S U U M O(スーム)』を運営する株式会社リクルートは、国のガイドライン公表後、この制度に対応することを表明しています。各物件の情報に、この制度のラベルが表示されることになるようです。

空室率がますます高まる中で、将来も選ばれる賃貸住宅であり続けるためには、将来的な再賃貸時も見据えて、最低でも断熱等級5、できれば断熱等級6を確保することをお勧めします。



【図4】地域区分別のUA値

省エネ地域区分	UA値		
	4地域 安芸太田町など	5地域 府中市など	6地域 広島市など
(省エネルギー対策)	断熱等性能等級7 0.23	断熱等性能等級6 0.26	断熱等性能等級6 0.26
	断熱等性能等級6 0.34	断熱等性能等級6 0.46	断熱等性能等級6 0.46
	断熱等性能等級5 0.6	断熱等性能等級5 0.6	断熱等性能等級5 0.6
	断熱等性能等級4 0.75	断熱等性能等級4 0.87	断熱等性能等級4 0.87

出典:YKK AP(住まいのサポートが一部加筆)

高断熱賃貸住宅への居住を望む層とマッチングが容易に

賃貸住宅の断熱性能などの情報が、これまでと比べて劣ることは、前述したとおりです。注文住宅の新築を考

えている層で、この事実に気づき、省エネ性能や断熱性能にこだわる方は、明らかに増加傾向にあります。そのため、ハウスメーカーや工務店は、断熱・気密性能のレベルによって、勝ち組と負け組が明確に分かれつつあります。

一方で賃貸住宅に居住している層については、現在のところ住宅性能に関する知識や関心は依然として低いままです。ところが、今回の表示制度の開始により、賃貸住宅を探す方々も、大手不動産情報サイトで検索する度に、省エネ性能・断熱性能の評価を目にするようになります。このことで、間違いない方針も明らかにしています。

これらの動きは、賃貸住宅居住層の住まい選びの基準に今後大きな影響を及ぼすものと思われます。選ばれる賃貸住宅であるためには、断熱性能や省エネ性能がますます重要視されることとは間違いないでしょう。

既存の賃貸住宅オーナーの方々も性能向上リノベーションなどの実施も検討するべきかもしれません。既存住宅の性能向上に対しては、国も自治体もかなり手厚い補助制度を用意しているので、ぜひ検討してみることをお勧めします。

賃貸住宅入居者保護のための 「LPガス商慣行通報フォーム」が 開設されました

経済産業省は、2023年12月1日、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引情報を受け付ける窓口（LPガス商慣行通報フォーム）を開設しました。不透明な商慣行には、下記のような課題があります。

課題1

オーナーなどに対し、過大な営業を展開

- 消費者とのLPガス供給契約獲得のため。
- 不動産会社が利益供与を要請する場合も。

課題2

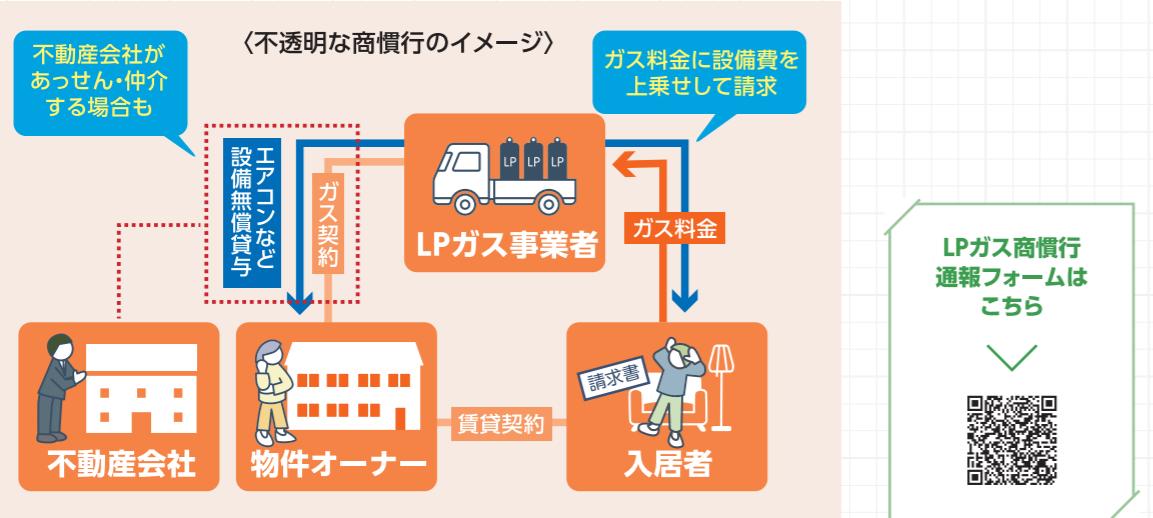
LPガス料金が不透明で高くなる

- 通常であれば家賃に含まれている設備費用や、LPガス消費とは関係ないエアコンなどの設備費用が、LPガス料金に転嫁して回収されている。

課題3

入居するまでLPガス料金が不明

- 過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない。



経済産業省で進められている検討事項

LPガス事業者による過大な営業行為の制限

ガス消費とは関係のない設備の費用をLPガス料金として請求することの禁止

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る制度改正

消費者保護の観点から、2021年にも国土交通省からオーナー・不動産会社などの関連団体に向けて、LPガス料金の情報を、入居前の消費者に提示することが要請されており、業界全体での取り組みが求められています。

【参考資料】 ★LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（LPガス商慣行通報フォーム）を開設します（METI／経済産業省） <https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231201002/20231201002.html>
★LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（通報フォーム） | 資源エネルギー庁（meti.go.jp） https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoforum/index.html

自転車の盗難被害が急増

「自宅だから盗まれないだろう」 なんて油断は禁物！



広島県警監修
広島県警察本部
生活安全部
生活安全総務課

2023年中、広島県内での自転車盗難被害は、過去5年間で最多となっています。

自転車盗難は、集合住宅の駐輪場など、住宅で一番多く発生しています。安全安心な住宅環境づくりのため、この機会に、お持ちの物件の駐輪場の整理整頓や照明・防犯カメラの設置などの防犯対策を見直してみましょう！

また、盗まれた自転車のうち、約7割は無施錠で被害に遭っていますので、居住者の皆さまへ施錠の呼びかけをお願いします。地域で声を掛け合い、地域の犯罪抑止力を高めていきましょう。

広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」では、自転車盗難の発生状況が地図から確認できます。ダウンロードしてお持ちの物件の周辺、ご自宅をチェックしてみてください。

今から実践！住まいの自転車盗難対策

自転車に鍵をかけよう！

県内の盗まれた自転車のうち、住宅での被害は約3割を占めます。（2023年10月末現在）自宅の敷地だからと鍵をかけずに駐輪していると、簡単に盗まれてしまいます。自宅だからと安心しないで、必ず自転車に鍵をかけましょう。

バッテリーにも鍵をかけよう！

電動アシストバイクのバッテリー盗難被害が増えています。バッテリーを盗まれてしまうと、通勤・通学に支障があるほか、バッテリーを新たに購入する必要があり、精神的にも経済的にも大きな痛手を負ってしまいます。自転車から離れるときには、バッテリーにも必ず鍵をかけ、可能ならバッテリーを外して自宅に保管するようにしましょう。

オトモポリスで盗難場所を確認しよう！

広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」では県内の自転車盗難場所も確認できます。お住まいの地域の自転車盗難場所を確認して、盗難対策について考えてみましょう。



ダウンロードはこちらから
オトモポリス

iOS端末は
こちら
Android端末は
こちら



あなたの自転車を守るのは、あなただけ。